

国 総 海 第 32 号
国 海 環 第 165 号
令和 7 年 12 月 16 日

別紙関係団体担当理事等 殿

国土交通省 総合政策局 海洋政策課長
海事局 海洋・環境政策課長

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する
政令について（周知）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 392 号）を別添のとおり令和 7 年 11 月 27 日に公布したので、ご了知頂きますようお願いいたします。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願いいたします。

- ◇海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三百九十二号）(国土交通省)
- 1

船舶に設置される原動機から発生する窒素酸化物の放出量について特別の基準を適用する海域として、カナダ北極海排出規制海域及びノルウェー海排出規制海域を追加する。(第十一条の七及び別表第五関係)
- 2

船舶において使用する燃料油の品質について特別の基準を適用する海域として、カナダ北極海排出規制海域及びノルウェー海排出規制海域を追加する。(第十一条の十及び別表第五関係)
- 3

附則

(1)

この政令は、令和八年三月一日から施行する。(附則第一条関係)

(2)

所要の経過措置を定める。(附則第二条関係)

[illegible]

二 前号に掲げる原動機との交換により船舶に設置されるこれと同一の型式の原動機（これに類するものとして国土交通省令で定めるものを含む。）

[illegible]

2 次に掲げる原動機に係る放出基準（改正後の別表第五に掲げるノルウェー海排出規制海域に係るものに限り）については、改正後の第十一条の七の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一 この政令の施行の際現に船舶に設置されている原動機

二 この政令の施行の日から令和十二年二月二十八日までの間に船舶に設置される原動機（次に掲げるものを除く。）

イ この政令の施行の日以後に建造契約が結ばれる船舶に設置される原動機

ロ 建造契約がない船舶であつて令和八年九月一日以後に建造に着手されるものに設置される原動機

三 前二号に掲げる原動機との交換により船舶に設置されるこれらと同一の型式の原動機（これに類するものとして国土交通省令で定めるものを含む。）

3 改正後の第十一条の十の表第一号（カナダ北極海排出規制海域及びノルウェー海排出規制海域に係る部分に限る。）の規定は、令和九年二月二十八日までの間は、適用しない。

国土交通大臣 金子 恭之
内閣総理大臣 高市 早苗

【別紙】

(送付先関係団体)

独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	部		長
共有船舶建造支援部			
日本小型船舶検査機構	理	事	長
一般財団法人 日本海事協会	副	会	長
一般財団法人 日本船舶技術研究協会	専	務	事
一般財団法人 日本舶用品検定協会	常	務	事
一般社団法人 海洋水産システム協会	会		長
一般社団法人 全国船舶無線協会水洋会部会	事	務	局
一般社団法人 大日本水産会	専	務	理
一般社団法人 日本海事代理士会	会		長
一般社団法人 日本外航客船協会	常	務	理
一般社団法人 日本港湾タグ事業協会	専	務	理
一般社団法人 日本作業船協会	会		長
一般社団法人 日本船主協会	理	事	長
一般社団法人 日本船長協会	常	務	理
一般社団法人 日本船舶電装協会	専	務	理
一般社団法人 日本船舶品質管理協会	専	務	理
一般社団法人 日本造船工業会	専	務	理
一般社団法人 日本中小型造船工業会	専	務	理
一般社団法人 日本長距離フェリー協会	常	務	理
一般社団法人 日本船用機関整備協会	専	務	理
一般社団法人 日本船用工業会	専	務	理
一般社団法人 日本マリン事業協会	専	務	理
一般社団法人 日本旅客船協会	会		長
公益社団法人 日本海難防止協会	会		長
全国内航タンカー海運組合	会		長
全日本海員組合	組	合	長
日本内航海運組合総連合会	理	事	長
American Bureau of Shipping	Vice President, Japan		
DNV AS	Country Manager, Japan		
Lloyd's Register Group Limited	General Manager, Japan		
ビューローベリタスジャパン株式会社	船	級	部 門 長